

建設水道常任委員会

平成17年2月16日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○飯高 昭二 浅井 正八
吉川 勝義 木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建設課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
観光産業課長	田口 好夫	同 課 長 補 佐	辻本 邦好
都市整備課長	藤本 宗司	都市整備課参事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	藤川 岳志
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上水道課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下水道課長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 飯高委員、浅井委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、飯高委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査の他、3月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてまいります。

初めに、1. 継続審査についてを審査することといたします。
公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 それでは継続審査であります公共下水道事業に関することについて、ご報告いたします。
まず、流域下水道事業の1月末時点におけます進捗状況でございますが、中継ポンプ場築造工事について、このポンプ場に設置されます電気設備につきましては進捗率95%、機械設備につきましては進捗率98.5%で、平成17年3月の完成を目指し、それぞれ順調に工事が進められております。

次に竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、現在、到達立坑復旧工、および到達覆工撤去工、および舗装復旧工が進められておまして進捗率97%で、それぞれ順調に工事が進められているところでございます。

次に、町公共下水道事業の進捗状況についてであります。お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。まず、6月定例会におきまして議決をいただきました竜田北汚水幹線1工区工事、①赤色路線でございます。後ほど、3月議会定例会に上程予定議案でご説明させていただきますが、現在、推進工事を中心に施工しておりますが、推進過程におきまして硬質地盤に遭遇し、平成17年3月17日の完成を目指して工事を進めておりましたが、現在の状況から工期の延長が必要と判断し、工期延長に伴う契約変更の議決のお願いするもので、期間につきましては平成17年5月31日までの75日間の延期をお願いするものでございます。

また、同じく6月定例会におきまして議決をいただきました阿波2丁目地内におきます第16工区-3工事、⑤紫色路線、また、小吉田2丁目地内におきます第1工区-3工事、⑥茶色路線、次に、5月に発注いたしました法隆寺2丁目地内の面整備、第21工区-3工事、②青色路線、また、同じく5月に発注いたしました龍田北1丁目地内の面整備2件、第13工区-1工事、③黄緑色路線及び第13工区-2工事、④薄茶色路線であります。いずれの工区も完了いたしております。

次に、9月議会定例会で議決をいただきました第12処理分区第1工区-2工事小吉田1丁目地内、⑦薄紫路線につきましては、推進工事が順調に進められております。

また、10月7日に入札をいたしました、龍田北1丁目地内、13工区-3、⑧黄緑色路線、13工区-4、⑨肌色路線及び法隆寺1・2丁目地内、21工区-1、⑩薄黄色路線、21工区-2、⑪水色路線につきましては、現在、本管の埋設工事及び宅内枘設置工事を順調に

進めており、龍田北汚水幹線 1 工区工事以外につきましては全て、年度内に完成できる予定でございます。

最後に、測量設計業務委託についてであります。本年度、幹線管渠の測量設計業務委託 1 件について発注いたしております。この測量設計業務につきましても、年度内に完了する予定で、順調に作業が進められておる状況でございます。

次に、供用開始に向けての準備についてご説明申し上げます。お手元の資料 2 をご覧いただきますでしょうか。

まず、供用開始について県と協議しておりますスケジュールについてご説明させていただきます。表の 2 段目までございますが、県流域下水道センターと県下水道課との引き継ぎ手続が 2 月下旬に完了いたしまして、表の 3 段目で町に対し処理開始通知を 3 月初旬に届くようにしていただき、その後、供用開始の公示を 3 月 15 日とし、3 月 30 日までの縦覧期間をおき、3 月 31 日より供用開始する計画であります。また、それに併せ流域下水道竜田川幹線も稲葉車瀬にあります接続点からポンプ場を含め流域下水道センターまで同時に供用開始になります。

なお、供用開始を予定している区域でございますが、資料 2 の次の横長の図面でございます。この図面にお示しさせていただきました。現在、整備が完了している区域で下水道台帳の整備と並行して、接続可能な家屋等を調査した区域で、約 100ha、約 2,000 戸ございます。これらの区域内の自治会につきましては説明会を完了しておりますが、今後、自治会を通じ、さらに回覧等願することにより啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、2番、3月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

なお、報告事項にあります(1)斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則について、および(2)斑鳩町違反広告物処理要領の一部を改正する要領については関連する内容でありますので、併せて説明を求めます。

都市整備 前回の委員会で奈良県屋外広告物条例の改正の概要につきまして、
課長 ご説明させていただいたところでございますが、県条例の改正に伴って斑鳩町手数料条例、斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則、斑鳩町違反広告物処理要領につきましても、改正を行うことといたしております。3月議会には斑鳩町手数料条例の改正につきまして、提案をさせていただく予定をいたしております。

それでは、順次説明をさせていただきたいと思っております。

まず、斑鳩町手数料条例の改正についてでございます。資料番号3をご覧くださいと思います。

このたびの改正は、屋外広告物の許可または変更許可の申請に対する審査に要します手数料といたしまして徴収いたしております「広告物許可申請手数料」の額を改正するものでございまして、奈良県屋外広告物条例の改正に伴う許可期間の延長に併せて見直しを行うものでございます。

なお、許可期間の改正に関しましては、後ほどご説明をさせていただきます斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則の改正に関する内容と

なりますが、本議案と関連がございまして、併せて説明をさせていただきます。

資料の3枚目、一番後ろのページでございます。「許可期間及び許可手数料の新旧対照表」をご覧ください。この表は屋外広告物の種類に応じて表の左側部分に改正後の許可期間と手数料を、表の右側部分に改正前の許可期間と手数料をそれぞれ対比させていただいております。

改正の詳細でございますが、「広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物」につきましては、許可期間を現行の1年以内から3年以内へと延長し、手数料の額を現行の5平方メートル毎に880円から5平方メートル毎に1,500円へと増額させていただくものでございます。

次に「気球広告物、電柱広告物、立看板」についてでございますが、許可期間はそれぞれ現行どおりといたしまして、手数料の額を「気球広告物」は現行の1個880円から1個1,000円へ、「電柱広告物」は現行の1件5個毎880円から1件5個毎1,000円へ、「立看板」は現行の1件5個毎880円から1件5個毎1,000円へ増額をいたしております。

なお、広告幕、はり札、はり紙につきましては許可期間、手数料の額ともに変更はいたしておりません。

手数料の額につきましては、生駒郡内4町の屋外広告物事務担当者におきまして会議を行い、意見交換を行ってまいりました。その先に開催されました奈良県内11市の屋外広告物事務担当者による会議において、各市統一の手数料の額で改正を諮ることとされた方針にならない、生駒郡内4町も市と同一の手数料の額にて改正を諮ることにより、申請者の理解を得やすいよう調整を行いましたことに基づくものでございます。

なお、施行日につきましては、平成17年4月1日からの施行といたしております。説明は以上でございます。

続きまして、斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則の改正について、

報告をさせていただきます。資料番号9をご覧ください。

まず、改正の要旨でございますが、除却を行いました広告等につきまして、保管、公示、売却、廃棄等の手続きの整備や許可の有効期間の延長等の規定に関して、奈良県屋外広告物条例の改正が行われたことから、広告物の種類に応じて許可期間を定める等、所要の規定を設ける必要がございますことから改正を行うものであります。

なお、本施行規則の改正規定につきましては、県が策定いたしました準則に基づくものとなっております。

それでは資料を1枚めくっていただきまして、「斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」に基づきまして改正内容について、ご説明させていただきます。表の左側が改正後、右側が改正前となっております。

なお、説明に際しまして、屋外広告物法につきましては「法」、奈良県屋外広告物条例につきましては「県条例」と省略をさせていただきます、説明をさせていただきます。

まず、第4条の2「許可の期間」の規定についてでございますが、本条は県条例の改正により、許可の有効期間が現行の1年以内までから3年以内までへと延長されたことに伴いまして、広告物の種類に応じて許可期間の上限を定めるものでございます。それぞれの許可期間の詳細につきましては別表第1の2に定めております。先ほどの手数料条例の改正に関する説明の際に、ご説明させていただきましたとおりでございます。

次に第6条の改正でございますが、第4条の2が追加されたことに伴いまして、本条文内の「第4条及び第5条」を指すための文言を「前2条」から「第4条及び前条」へと修正するものであります。また、法改正により法の目的が、「美観風致の維持」から「良好な景観若しくは風致の維持」へと一部文言の修正が行われたことから改正するもので、文言及び条数関係の整理であります。

次に第6条の2の「公示の場所」及び第6条の3「保管物件一覧簿の様式等」の規定についてでございますが、本条は法改正に伴い、除却

した違反広告物につきまして一定期間保管を行うことが義務付けられました。このことから県条例の規定におきまして「除却した屋外広告物を保管する場所及び保管物件一覧簿の設置場所を規則で定めること」とされておりますことから、本規則で規定するものでございます。

次に第6条の4「競争入札における掲示事項等」及び第6条の5の規定についてでございます。本条も同様に法改正に伴いまして、除却した違反広告物につきまして、保管後、一定期間を経過しても返却できない場合、売却を行うことが可能となりましたことから、県条例の規定におきまして、「売却にあたっては一般競争入札を行う場合の掲示事項及び掲示場所を規則で定める」となっていることを受けまして、本規則で規定するものでございます。

次に第6条の6「受領書の様式」の規定でございます。本条は県条例の規定で、「除却した違反広告物を所有者等に返還する場合、受領書と引換えに返還すること」とされており、「受領書の様式は規則で定めること」となっていることを受けまして、本規則で規定するものでございます。

次に第9条「身分を示す証明書」の規定についてであります。本条は県条例の改正に伴い、立入検査に関する身分証明書に関する根拠規定が県条例第16条第2項から条例第16条第3項へと変更になりましたことに伴うものでございます。

なお、様式の改正点につきましては、ただいま説明させていただいた改正内容に対応するためのものとなります。

また、施行日につきましては、第4条の2「許可の期間」に関する規定につきましては平成17年4月1日より、その他の改正につきましては公布の日から施行といたしております。

以上が斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則の改正についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、斑鳩町違反広告物処理要領の改正について、ご説明させていただきます。資料番号10をご覧ください。

まず、改正の要旨についてでございますが、法及び県条例の改正に

なお、本要領第6第2項で定めておりました、除却した違反広告物を所有者等に返還する際の規定につきましては、県条例で定められることとなりましたので、本要領から削除いたしております。

次に、第13の規定の改正でございます。法改正により、法の目的が、「美観風致の維持」から「良好な景観若しくは風致の維持」へと、一部文言の修正が行われたことに順ずるものでございます。

なお、様式の改正点につきましては、ただいま、ご説明させていただいた改正内容に対応するためのものとなります。

なお、施行日につきましては公布の日からの施行といたします。

以上が、斑鳩町違反広告物処理要領の改正についてのご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 違反広告物の関係ありますね。特に交差点等で、違反になるかならないのかちょっと分からないが、交差点で車の見えにくい広告物がありますね。そういうのは、どういう処理をされているのか。違反広告物のパトロール報告書と苦情処理表があります。出来れば次の委員会で、今までこういうものがあつたと、こういう処理をしたというのを少し参考までに出していただきたいのですが。聞き漏らしたかもわかりませんが、違反広告物を撤去したり、また広告物を期間が切れてあって、撤去した、保管する。ここでは都市整備課で保管になりますかな。場所を確保しないといけませんし、そこらはどう考えておられるのか、これに対する有料というのか、保管料についてはどうなっていくのか、聞かせていただきたい。

都市整備課長 1番目のご質問でございます。交差点等の交通の安全に支障を来すようなものでございますが、当該広告物が貼り出している部分については禁止物件といたしますか、禁止場所にあたると思います。当然、橋

梁、道路上の柵、信号機とか、そういうものについてははり紙等、立看板を立てるとか、そういう事については禁止物件に対する、そういう施設ということでございますので、月2回巡回をいたしておりまして、その中で、撤去。そしてまた、2番目の指導の、そういう対応についての報告をということでございますが、そういう一般からの苦情等については即時対応をしているという状況でございます。そういう状況につきましてもは次回、提出をさせていただきたいと思っております。

そして、保管の部分でございますが、今現在は地下の水防倉庫等で保管をしているということにいたしておる訳でございますが、実質、除却をした物件について、規定で売却等の規定を設けさせてもらっている訳ですが、なかなか、はり紙等については除却したら使い物にならないというような状況になります。また、立看板等にありましても、自主除却をするようにという、今日までの指導もしてきた経緯もある訳でございますが、なかなか取りに来ない、放置状態というような部分が非常に多くございまして、それを売却することも、なかなか金額もつけられない、会社名等も入っておるわけですから、買取も出来ないという状況になってきますので、最終的には廃棄処分というような形になってこようかと思っておりますが、今回規則を改正させていただく訳ですから、売却できるものは売却するという方向で考えていきたいと思っておりますが、実質はそのような状況であるということでございます。

吉川委員　　また次の委員会で詳しく聞かせていただきたいのですが、特に、自主除却ということで通告ということを書いておりますが、実際に一生懸命していただいているのはよく分かるのですが、相手がその気になってくれれば一番いいんだけど、何かにつけてもそうなんです、最近はこの事をいっただらお叱りを受けるかも知れませんが、言う事は言われるがする事はしてくれないと言うのが多い訳です。みんなでお互いに注意しあおうと、言葉でも掛けあうと言っても、自分の息子にちょっと注意されると、あべこべに親から苦情がくるというよう

な状態で、私自身でも困っている場合ある訳なんです。やはりそれが一番大事だと思う。特に、自主除却の通告等について、私は先ほど来、委員会で出してほしいというのは、どういう風になっているのか、内容が、実際に、私が仮に違反していて、すぐに取りに来てくれるのか、はり紙等なんかは剥がすのが、これは私個人の考え方ですが、剥がす方がかえって手間がかかる、看板を積んで帰る方が楽じゃないかと思えます。はり紙についてはすっとめくれるのならいいがめくれない。大変だと思います。県から斑鳩町へ何された場合も、金銭の問題で質問したと思うんですが、大変だけどやはり、特に斑鳩町は法隆寺もありますし、斑鳩町に限らず、日本の一番悪いあれでして、捨てられたり、違反広告物もたくさんあると思うんです。担当課は大変だと思いますが、くじけずにやってもらいたい。それにはやはり予算も伴ってくるので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

来月出してもらいますので、その中で質問をしていきたいと思えますので、今出していただいた事については依存はないのですが、今後の対応というのが一番大事だと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思えますので、答弁は結構です。

委員長 他ございませんか。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、次に(2)斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

下水道課 それでは、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。資料4をお願いします。

これは、従来施行されておりました破産法が廃止され、新たに破産法が施行されたことに伴い、下水道条例第22条第2項第4号中の「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、文言の整理のために所要

の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に(3)斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

下水道課 それでは、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。資料5をお願いします。

先に説明いたしました内容と同じく破産法の改正に伴いまして、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例第11条第1項第1号中の「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、文言の整理のために所要の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に(4)平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第

2号)について理事者の説明を求めます。

下水道課
長

それでは、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明させていただきます。資料6をご覧くださいますでしょうか。

歳入で国庫補助金を1,600万円増額、歳出で償還金元金を1,600万円増額補正の願をするもので、これは、日本電信電話(株)の株式の売払い収入の活用による社会資本の整備に関する特例措置法により該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けるという国の財源措置がございまして、平成13年度事業におきまして該当する事業が1件あり2,400万円を執行いたしております。それによりまして、当初、平成16年度より3ヵ年で800万円づつ償還し、償還と同時に補助金が手当される予定でございましたが、国の通達によりまして、平成16年度一括償還をすることとなり、今回、予算の補正をし歳入歳出それぞれ14億2,278万1千円にするものでございます。また、後ほどご説明させていただきますが、龍田北汚水幹線1工区工事の工期延期に伴いまして下水道事業費で2億1千万円の繰越明許の手續も併せて行いたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、国の経済対策事業を受けることにより、9,600万円の債務負担行為の手續をお願いし、龍田北1丁目地内の面整備で2工区の工事を発注する予定でございます。これは、通称ゼロ国債事業と申しまして、今年度、平成16年度中に工事を発注し契約を前倒して行い、翌年度の着工をスムーズに進めることを狙いとした制度でございまして、予算執行は、契約する今年度ではなく翌年度に行うこととなります。そうしたことから、今回の補正予算により債務負担行為の願をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、3月議会定例会に提出を予定いたしております補正予算についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に(5)平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について理事者の説明を求めます。

下水道課 長 それでは、平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、ご説明させていただきます。資料-7をご覧くださいませでしょうか。

この議案につきましては、6月議会定例会で議決をいただきました龍田北汚水幹線1工区工事につきまして、工期の延期が必要となったことから今回、契約の変更をお願いするものでございます。この理由といたしましては、ここにありますとおりで、サンプルをお持ちいたしております。このような硬質の粘土層が予測していた以上の範囲で続いたことにより、推進工事の工程に遅れが生じたもので、当初、3月17日の工期を、現場の進捗状況を精査した結果、5月31日まで75日間、延期することの願をするものでございます。

また、本議案につきましては、当初の工期が、3月議会の最終日以前であるために、3月議会定例会初日に議決いただけるよう重ねてお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、3月議会定例会に提出を予定いたしております平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

飯高委員

今回、硬質粘土層が出たということで延期になった訳ですが、設計段階において、ボーリングをし、また柱状図を作成される訳ですが、その基本になるのがボーリングの箇所になる訳ですが、通常でいえば、大体50メートル間隔ですということ、立坑の発進、到達の付近にする。また、地形が急激に変動することがあれば、その都度打って、そのポイントをするということで、今回そういうことを勘案した上で、設計されたのかどうかというのが1点と、今回は金額が変更にならないということなんですが、基本的に工事の積算に関しては、日進量が一番重大になってくる訳ですが、その中で歩掛りがある訳なんですが、歩掛りの種類、また、割増等があるのかどうか、それによって積算の内容が変わってくるということで、その辺の事についてをお聞きしたいと思います。

下水道課
長

地中の状況を確実に把握するためにはボーリング調査の本数が、確かに多い方が立体的な地層図が作成できまして、確実な調査データを得ることが出来るのが、実際、測量設計を進める上で、出来得る限り、計画路線上で数多くのボーリング調査をすべきことは言うまでもない事でございます。しかしながら、公共下水道の計画路線につきましては、どうしても公道でありまして、既存の地下埋設物も存在することから、一般交通や地下埋設物のない場所を選定し、調査をするということでございます。委員がおっしゃいました様に、基本的に約50メートルから100メートル前後を目安に調査をし、現状に応じて、調査スパンを増減しているところでございます。そうした中で、どうしても、地層につきましては想定部分が生じることとなりまして、実際に掘削した場合、調査結果と現場の状況に差が生じることが多々ございます。しかし、現段階では実施の段階で請負者とも十分協議いたしまして、また、請負者としても独自に事前調査を進め、工法の確認をしており、掘進機の完全な停止ということを避けるよう努力していただいで進めておる状況でございますので、また、柱状図につきましては、今後、十分検討した中での、測量設計の段階で十分検討させてい

ただいて、今以上に検討させていただくというようなことも教訓とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、工期の延長に係わりまして、設計が変更された云々という問題でございます。余談にはなるかと思いますが、設計積算につきましては、あくまでも国土交通省が発行されております標準歩掛りを用いて行っております。特に推進工法につきましては、技術的な進歩が日進月歩というような目まぐるしく発達しております、現在に至るまで国土交通省といたしましても、実際施工されている種々の現場の状況や意見を調査するなどして集約され、標準的な歩掛りを作成されてきている経緯がございます。そうした中で、現場の条件によっては、工期を余らせて終了されることもあれば、工期を延長して終了することも考えられる、ままたらぬことも考えられるという事でございます。

そうした中で、今、質問いただきましたように、例えば、一般的な標準歩掛りに伴います土質、砂質、砂質粘土、礫混じり、礫混じり以上になりますと、硬質岩というような事になってきます。その中で標準的な歩掛りを適用して、今回の設計、発注したという事で、ご理解をいただきたいと、よろしくお願いいたします。

飯高委員 ボーリングデータにつきましては、正規のボーリングに基づいてされたと思うのですが、今回、既存の資料が他にあったのかどうかというのを確認したいのと、歩掛りで、砂質土ということで、適用されているんですが、今回の場合においては、工期延期ということの上において、歩掛りで割増率があるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

下水道課長 既存の資料でございますが、今の施工をしております路線におきましては、県営水道が以前に施工しておりました。そういった資料を参考に戴いたというようなこともございます。そして、今の割増率の問題でございます。あくまでも標準的な日進量を適用することによりまして、それ以上に硬い、例えば礫混じり、若しくは岩というようなこ

とであれば、機械に対する割増率というのは定められております。
以上でございます。

飯高委員 県営水道で資料があるということで、今回、それを参考にとということではならなかったんですか。深さによりますが。

下水道課長 ほぼ、本当の参考というようなことで、深さ的には下水の方が浅かった。しかし、そのようなことで全く参考にはならなかったと言い切れないところはございます。しかしながら、下水の方が浅いところを掘進してしまっておりますので、そういった状況になったというようなことで、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。それでは本件については、理事者から説明がありましたように、3月定例会初日の本会議において、委員会付託を省略し、議決について諮っていただくこととなりますので、よろしくお願いを致しておきます。

委員長 次に、(6)平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について理事者の説明を求めます。

上水道課長 それでは平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。資料8をお願いします。

平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)実施計画、資本的収入及び支出の収入の部で、国庫補助金として33万4,000円、水道施設整備事業資金貸付金償還時補助金の増額と、支出の部で、企業債償還金、水道施設整備事業資金貸付金繰上償還金33万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしまして、平成13年度に水道水源開発等施設整備事業貸付金、石綿セメント管事業として50万円を無利子で借り受け、平成16年度より3年間で償還予定でしたが、今般、平成17年度、1

8年度分について一括償還することになりました。このことから、繰上分の33万4,000円の償還とこれに伴う国庫補助金の受入の増額補正をお願いするものでございます。なお、平成16年度分の償還は当初予算に既に計上済みでございますので、よろしく申し上げます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、3月定例議会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、(3)平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち当委員会に属するものについての報告を求めます。

観光産業課長 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)のうち、観光産業課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。資料11をお願いいたします。

初めに、分担金及び負担金で県単独土地改良事業費分担金50万2,000円の減額につきましては、これは守谷池の工事でございます、県の補助対象額の確定によるものでございます。次の町単独土地改良事業費分担金につきましては、高安農道の用地の協力が得られず、地元から中止の要望があったことから770万円の減額で、合計820万2,000円の減額でございます。次の県支出金、農林水産業費県補助金は県単、高安水路の補助対象額の確定によりまして129万円の増額となっております。次に、20款諸収入、雑入、土地改良施設

維持管理適正化事業費交付金360万円の減額につきましては、先
の分担金で申しあげました守谷池の工事の補助対象の確定によるもので
ございます。

下段の表の歳出につきまして、農林水産業費、土地改良事業費、高
安農道の整備につきましては、地元から用地の関係で中止の要望があ
ったことによりまして、2,416万6,000円の減額、そして土
地改良施設維持管理適正化事業の実施は、守谷池ということで補助対
象の確定により399万6,000円の減で、合計2,816万2,
000円の減額でございます。

次の商工費、歴史街道ネットワーク事業費、斑鳩の里ふるさと秋祭
りの開催につきましては、台風の関係で当日、朝に中止となったこと
によりまして、それまでに準備をしていた費用を除いた175万9,
000円を減額するものでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いま
す。

建設課長

建設課所管に係ります一般会計補正について、ご説明させていた
きます。

まず初めに、歳入でありますがお手元に配布させていただいてお
ります資料11をご覧くださいと思います。

第14款国庫支出金、土木費国庫補助金、NTT無利子債償還時補
助金1億1,865万1,000円についてであります。平成13
年度、14年度で実施いたしました町営住宅目安北団地建設事業につ
きまして、平成13年度は通常の国庫補助金ではなく、公営住宅整備
事業費無利子貸付事業費を活用し、事業を行ったものでありまして、
この貸付金につきましては償還期間は5年以内で、2年据置きのもの
であることから、平成16年度から償還が始まるものであります。そ
の手続き及び償還期間が確定したことにより、補正をお願いするもの
であります。また、繰上償還についてであります。国の補正予算が
2月1日に成立したことによりまして、平成17年度、18年度償還

分につきましても繰上償還となったことから一括償還のための補正をお願いするものであります。

次に歳出であります。第11款公債費、元金、NTT無利子債の償還についてであります。1億1,865万1,000円は歳入でご説明いたしましたとおり、国の補助金として受けたものを同金額の元金を償還するための補正でございます。

次に繰越明許費の補正についてであります。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、未登記道路整理事業ということで、350万2,000円あります。阿波2丁目地内の道路整備について地元地域の住民の方々のご協力によりまして、平成16年度で取組みを計画的に事業を進めてまいりましたが、広範囲による一部境界の未了箇所があることから、本年度内に確定及び事務手続きの完了が見込めないということから次年度への繰越をお願いするものであります。

以上が建設課所管に係ります補正の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

都市整備
課参事

それでは、都市整備課所管の一般会計補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

まず、繰越明許費補正でございます。第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備に係るもので、龍田地区において土地開発公社によって用地買収を行っておりますが、土地の引渡しは当該地の建物撤去後となるため、その用地買収について年度内に執行できない見込であることなどから、2,290万円につきまして繰越明許費の設定をお願いする予定であります。

続きまして、駅周辺整備に係るものについてでございます。第7款土木費、第4項都市計画費のJR法隆寺駅周辺整備事業費につきまして、駅舎自由通路詳細設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況から、今年度に予定しておりました詳細設計、配線変更工事が完了できない見込みであることなどから、2億2,886万円につきまして繰越明許費の設定をお願いする予定であります。

次に、J R法隆寺駅周辺整備事業に係ります債務負担行為の予算の補正についてであります。J R法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金は14億7,021万8,000円となっております。J Rが負担いたします橋上化負担金相当額9,956万4,000円につきまして、J Rから町へ納入されることで債務負担行為の予算を計上させていただいておりましたが、J Rとの協議の結果、町が負担すべき橋上化負担金とJ Rの負担金を相殺することとなったため、駅舎橋上化工事負担金に係ります債務負担行為の額14億7,021万8,000円からJ R負担金相当額9,956万4,000円を控除いたしまして、13億7,065万4,000円に減額することとさせていただきました。またこの内、配線変更工事に係る事業費4億4,493万円につきまして、起債申請の調整をする中で補償金として明確にして予算処理する必要が生じたことから、債務負担行為の予算をJ R法隆寺駅配線変更工事補償金4億4,493万円として追加することとさせていただき、J R法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金を9億2,572万4,000円に変更をさせていただく予定をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が都市整備課所管に係ります一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 土木費の道路橋りょう費の中の未登記の道路整理事業で350万円となっているんですが、どういう理由で遅れているのか、もう少し説明してもらえますか。

建設課長 この関係につきましては、特に道路整備をする中なんですけど、面積的にいいますと11,000平方メートル近くございまして、その中でひとつは、地籍の混乱が起こしておるということで、官民の境界が

確定しなければならないということがございまして、その中でひとつは、区域の中と区域外の隣接するところに里道が走っておりますが、その明示確定がまだ、今現在できていないという状況であります。もうひとつは、この道路敷きについては寄附を受けて町が、今現在、整理をしているものでございまして、特に場所的にいいますと、皆さんご存知だと思いますが、阿波2丁目地域ということで、湯田の森の神社、通称阿波神社がありますが、その周辺の道路と団地内の道路という形でございます。これは平成15年度に町の方へ寄附を受けたという形で、今現在、整理をさせていただいているという状況でございます。そういった問題点の整理を現在進めている状況でございます。もう一方ひとつは、道路敷きに抵当権の設定がされておまして、その会社が解散されていて、登記が閉鎖されているという状況であります。これにつきましても、今現在、委託をいたしまして、事業を進めている。これについても、今年度完了することが見込みが立たないということで、また時間も少し必要ということがございますので、そういったことから、今回、事業費の繰越をお願いするものでございます。

吉川委員 寄附をもらったり、道路整備をしていく中で、前にも町道認定しているところなどありますね。寄附をもらう時に、境界の明示はきちんとすべきだと思うんだけど、それがために、今、こういう状態が起ってくる。現在はこういう事はないと思うが、それに対する町の取組み、他にも私はまだまだあると思うのですが。前に、こういう道路について整備するというので、わざわざ人まで配置してやってもらっている中で、どうもそういう整備の遅れというのか、私がいつも申し上げてますように、時間が経つほど、特に相続なんかが出来ていないところなど、よくあります。それは苦勞してもらっているのはよく分かっています。分かるんだけど、だから余計に早くやらないと、今だったら、その方が居られても一人でいけるところがある、その方が亡くなられたら5人も、6人も、またその孫までもらわないといけない。というような状態で、境界とか、登記が遅れているところがたくさん

あるように思うんです。その辺の考え方はどうですか。

建設課長

寄附等でいただく場合は、議員からご指摘のように、底地の関係等の整理をしていただくというのは基本でございます。ただ、この地域につきましては、特に私道という形で、住んでおられる方以外の第三者の方が取得されておると、それについて地元の方が、今日まで大変ご苦勞をされているという状況がございます。そういった中で、地元の方で、その土地の取得をされまして、その後町に寄附を受けた訳ですが、特にそういった事で、以前からそういうご相談を受けておりましたので、どうしてもその物件に対する抵当権抹消が地元の方では出来得ないということもございまして、そうした中でその整理については、会社等が存続しておればいいんですが、閉鎖されているという状況がございましたし、また地積混乱ということについては、なかなか、ひとりやふたりの関係では出来ないという関係もございまして、特にこの地域の道路の整理をさせていただく中では、関係者が40戸近くの方がおられて、相当広範囲であるということで、なかなか大変であり、また、以前から色々な形で問題があつて、町についても係わりも持ってきた訳ですが、そういった事の解決策等もございまして、今、申し上げましたとおり、概ね事業は進んでいるものの、一部未了箇所がございましたし、手続きの時間等が要するということがございましたので、お願いするわけでございます。

基本的には議員が申されているように、通常一般的には寄附をもらう時には、そういった整理をしていただいて、それから寄附をもらうのが当然でございますので、この箇所についてはそういったことが、なかなか出来得ないという地元のこともありましたので、町として寄附をもらって整理をするということがありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

吉川委員

お願いという事で聞いていただいたらいいと思いますが、4月1日から下水道等の整備もされて町道の中へ下水道が入っていく。もう工

事をしているところはいいんですが、その中に個人の土地がまだまだあるように思うので、そういう事のないように、今後一層の整理をして、大変難しい問題だと思うんです。今おっしゃったように、抵当に入っていたり、相続が出来ていない問題、それをみんなこちらでしないといけない。協力するが、何するのはかなん。中には、判をもらってきますよと言ってくれるところもあるが、町から説明にいかないといけないと言うようなところもある訳ですから、ぜひとも、早急に対策を練ってもらって、今後こういう所が全然なくすというのは大変だと思うんですが、出来るだけ少なくするように、努力を掲げてもらいたいという事をお願いしておきます。終わります。

委員長 他にありませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは次に、道路整備5ヶ年計画の進捗についての報告を求めます。

建設課参事 道路整備5ヶ年計画路線の進捗状況について、お手元に配布いたしております資料12により、各路線ごとに報告させていただきます。

表中の右端の整備率に関しましては平成16年度末までの完了または完了見込みで表示しておりますので、よろしく願いいたします。

1番の町道205号線の進捗状況であります。括弧書きで示しております10月18日から12月17日の期間において工事を実施いたしております。全体整備率は78%であります。

2番の岡本循環道路であります。以前から報告させていただいておりました地元内での問題により、拡幅整備に対しまして難色を示されている方がおられるため、計画道路の入口、取合い部分が現在まで閉ざされていた状況でありました。この件につきましては、地元内で色々と調整を図っていただきました結果、自治会長より大筋、了解が得られたとの連絡を受けましたことによりまして、先般、役員方々と

も、今後の進め方等について協議を行いました。平成17年度には境界確認及び建物等の調査を進める運びとなっておりますのでございます。

3番の法隆寺北1丁目地内道路であります。12月27日から3月25日の工期で現在、工事を進めているところで、これが完了いたしますと全体整備率は50%となるところであります。

4番の阿波2丁目地内道路であります。平成16年8月26日に地元説明会を開催いたしまして、計画概要等の説明を行いました。道路拡幅に対し一部の方が難色を示されており、現在は作業は中断いたしておりますのでございます。引き続き整備を進めるにあたり、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いしてまいりたいと思っております。

5番の町道138号線であります。拡幅工事につきましては10月18日から1月12日の期間で実施いたしております。また、昨日、2月15日には舗装工事の入札を行いました。この結果、落札業者、株式会社青山組によりまして3月18日までの工期で実施を行いますので、全体整備率は100%となります。この路線は平成16年度で完了といたすところでございます。

6番の町道150、152号線であります。平成15年度まで部分改良として進めているところであります。整備率は41%であります。16年度では引き続き、用地交渉等を行ってまいりましたが、現在まで協力が得られていない状況でございます。

7番の町道108号線であります。現況測量を行い、町道107号線の交差点より北側部分について地元説明会及び用地交渉を進めてまいりました。拡幅についての用地協力が、現在、得られていない結果となっております。この区間の農地につきましては大半が同所有者である事から、拡幅については非常に厳しい状況にある事を地元代表者の方にも報告するとともに、部分改良等についても協議を行ってまいったところでございます。

8番の町道469、485号線であります。12月27日から3

月25日の工期で、現在、工事を行っているところであります。これが完了いたしますと全体整備率は75%となるところでございます。

9番の町道407号線であります。現況測量、地積調査等を進めてまいりました。来月3月13日には平成12年度に新設いたしております橋りょうの取合い部分から三代川上流に向かって、延長約230メートル程度の境界確認を実施することで地元と調整を取っているところでございます。

10番の町道503号線であります。6月21日から12月6日の工期によりまして道路改良を実施いたしました。また、この部分と昨年度に整備いたしております歩道の舗装工事を昨日2月15日に入札を行いました。落札業者は世紀東急工業により3月28日までの工期で実施をいたします。全体整備率は70%となるところでございます。

11番の町道437号線であります。12月15日から3月30日の工期のより現在、工事を実施いたしているところでございます。整備率は全体計画の15%となるところでございます。

以上が道路整備5か年計画の平成16年度の進捗状況報告とさせていただきます。

また、6メートル計画路線の取組みの考え方について、昨年11月、12月の当委員会におきまして、ご指摘をいただいているところでございます。このことについて、まず平成11年度からの取組み状況をこの場をお借りいたしまして、簡単にご報告させていただきます。

初めに、路線的に整備をいたしました町道437号線のJR踏切から三代川までで新設いたしました橋りょうまでの区間ではありますが、平成11年、12年度の2ヶ年により延長440メートルを整備いたしております。またその他、土地利用されるなどで、お願いいたしまして協力いただいている所が11年度から15年度の5ヶ年で12箇所ございます。この部分改良の整備を行ってまいったところでございます。この総延長が422.9メートルであります。今年度の16年度では3箇所ございまして、総延長が66.3メートルとなります。

こういった形で部分改良として現在、整備を行ってきているところ
でございます。現在も主に、家の建替えや外壁等の改造をされる場合
におきまして、6メートル道路としての用地協力をお願いしております
が、6メートルの幅員となりますと、この潰れ地面積も広くなるため、
土地利用をされるにあたりまして非常に厳しい条件となるところもご
ざいまして、難色を示され、協力を得られない状況でもあります。ま
た、路線的に実施するとなりますと、隣接する家屋も多く建ち並んで
おり、家屋等に影響も与えることから整備が遅れているのが現状であ
ります。この計画路線は昭和40年代半ばに立案され、各路線ごとに
も現状幅員等の調査もされており、我々といたしましても、平成10
年度に現場幅員の再調査を実施いたしましたところ、当初図面と比較
いたしますと、6メートルの幅員として整備がなされているところも
多く見受けられるところでもあります。このようなことを踏まえて、現
在の状況、また市街化の発展動向や技術的な見地からの問題、されに
必要性の程度や実現性について考えますと、この路線のうち、部分的
に中止や区間の変更等、或いはまた新しく見直しの検討が必要ではな
いかと考えるところでございます。今後、再度調査を行いまして、5
ヶ年計画路線の中間見直し時期を目標におき、議員皆様方と相談しな
がら位置付け等の検討を行ってまいりたいと思っておりますので、よ
ろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた
します。

吉川委員 整備率というのは全体の中の整備率ですか、それとも工事实施の中
の、これだけ出来たということか。

建設課参 整備率に関しましては全体整備率で記入させていただいております。
事

吉川委員 11番の437号線、まだこれから17、18、19、20とまだ

ありますけども、15%で、17年度の予定は幾らぐらい、もう予算査定も終わっていると思うので、どのくらい考えておられるのか。

建設課参事 11番の町道437号線、これにつきましてはJRの踏切から新御幸橋までの距離を記載させていただいておきまして、当初、全路線として計画いたしております。その中で、地元等、調整する中で、踏切から中間ぐらいに精米所がございまして、それをまず第1期として捉えて考えておるところでございます。現在、15%の全体の進捗でございますが、現在、延長240メートル程度実施しておきまして、この整備率が現在、今年度といたしましては35%程度の進捗であります。

吉川委員 17年度はその続き、いくらぐらい予定していただいているのか、もし、分かってあったら教えていただきたい。

建設課参事 17年度の予定区間でございますが、今年度の取合い部分から、切りの付く場所といたらあれですが、国有水面、或いは里道、そういった形の1スパンで考えておきまして、少しいま、延長的に資料を持ち合わせていないのですが、約190メートル程度だったと思います。

吉川委員 この区間については現在、建設省も、前に飯高委員が指摘されていたと思うのですが、河川敷が抉られてきて、その件については町の努力もあったと思うのですが整備をしていただいています。昨日見えますと、そこの土を先ほどおっしゃったところへ持って来ていただいて、使っている。出来ますれば、先ほど説明のあった区間、目安の地元というのか、了解があったところまでは最大限、努力してもらいたいと思う。今聞いてみますと、里道か何かの地点までしかしないような事を聞きますので、やれる所は大いにやってもらわないと、みんな後は、いろいろ反対者があつたり、地元の事情でやれないところがある訳です。話がついているところは、せっかく話がついたんだ

から、私はそこまでは、今の財政上、いろいろ苦勞というか、予算面で配慮をしてもらわないといけないと思うんですが、一番大事なのは、地元が了解していただいている、また土地所有者が協力しようとしている時にやらないとですね、いつも申し上げるように、確かに町も予算があるので言っているところがみんな出来るかといったら、そうじゃないようにも思うんですが、しかし、最大限それに近づけていかないと、こちらが了解している時にはやらない、忘れた頃に言うてくるというような状態にならないように、特にこの区間については、先ほど申し上げましたように、河川敷も整備していただきます。対岸のことをいっただけいけません、対岸は道路幅も広くなって、良くなっています。対岸をやられた時にスーパー堤防という話も聞いていたので、そういう方法でやられるのだなと思って聞きますと、課長に初めに聞いて、建設省にも教えてほしいということで聞きますと、そうじゃないんだと、河合町が計画されてやっておられる。一番心配するのは、決られてきた所については、今度工事をやってもらっていますので、こちらへ来るということはないと思うのですが、57年のような水害が来たら、一番怖いのは、上に県の河川もありますが、完成していただきますと昭和橋から龍田までは大丈夫だと。本当に力を入れてもらって大丈夫だと思うんです。しかし、仮にそういう事があつたら困るが、決壊するような状態になったら困るので、昨日見せてもらっていて、前よりはずっと堤防の強度というのですか、強くなりますし、やはりああいう工事をしないと桜の木も切れないと思うんです。王寺も水害の時にみんな奪った訳です。根っこまでみんな取って工事をやられた経緯がありますので、出来ましたら、延長を少しでも延ばしていただくように、ぜひお願いしたいと思います。その事だけ申し上げておきます。

建設課参
事

今、おっしゃられている延長も、当然我々といたしましても、延ばしたいという形で進めております。ただ、河川敷も隣接していることでありまして、地積等の混乱している箇所がほとんどでございます。

延長を延ばしても事務的作業がついていかないということがございますので、今後調整を整えながら進めていきたいと考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは他に理事者側から報告することはありませんか。

(報告事項なし)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

木澤委員 前回提出いただきました水道事業運営方針（案）について、少しお聞きしたい事がありますので、お聞きします。

ここに出てきています北部配水池更新事業で5億円の事業を行うというふうには書いてあるんですが、これは北部配水池の貯水容量を超えて稼働しているのに対して、規模や配水系統についても検討が必要であると書いてあるんですが、そのことも含めての工事になるのか、それともただ単に耐震とか、屋根が転んできてきているのを改正の工事になるのか、そのことが1点。

町 長 北部配水池の関係等については耐震構造が出来ておりませんので、南海、東南海地震の関係等ございますから、当然、給水ですから対新の関係等。そして、老朽化していますから整備をしていくことによ

て、これで斑鳩町の水道の関係等については耐震が全て出来ているということで、北部配水池も安全給水が出来るという関係で5億円の基本施策を、将来的に考えておる訳です。

木澤委員 耐震化ということでの工事ですね。貯水容量を超えて稼動していることに対して、安全性の面とかでということでの関する考え方は。

上下水道 現在、北部配水池3,000トンの容量がございます。夏場の多い部長 時は、やはり4,000トンが出る時がございますが、1日に3,000トンが全て出るのではなくて、常に補給をいたしておりますので、出た分は必ず補給し、常に北部配水池は満タンの状態になっておりますので、安全性というか、給水に対して住民の方に不便を掛けるという状況には、現在なっておりません。

木澤委員 今後の配水に対する等も、今のところ住民の皆さんには迷惑を掛けていないということで、今後検討課題ということであるという状態ですね。

次にいかるがパークウェイの築造工事に伴って取水配水管の整備が必要というふうに書いてあるんですが、現状で町民の皆さんに町水の水を送っている中で、給水量が減っていくと見込んでいるんですが、この水道管、配水管はどうして設置するのかという考え方について、お聞きしたいと思います。

上下水道 まず第1点目につきましては、災害時におきましては、いろんな部長 ルートで配水を、水道が送れるということが前提となってきます。例えば、第1配水池がございます。北部配水池がございます。現在、第1浄水場の水道のタンクから、例えば竜田川から西の方面には現在、持っていけない訳なんです。ルートの。送水管も細いために。それを解消するために、仮に北部配水池が災害時に緊急遮断弁が止まって、若しくは送水管が故障した場合におきまして、第1浄水場が助か

った場合には、こちらの水もそちらへ幾ばくか持って行くようにしたいと考えておりました、ですから、両方で補えるような管網整備をパークウェイの整備と共に行っていきたいと考えています。

それともう1点は、パークウェイ沿いの土地利用もございますので、その2点が今現在、入れていきたいと考えております。

木澤委員 災害時の対応ということで、そういう考え方で進めておられるということで、今、耐震管でだんだん替えられていって、そちらの方向でも、いろいろ対策は考えておられますが、パークウェイの見通しがなかなか難しいという状況の中で、パークウェイと共に進捗していくという考え方について、今後の見通しというのは。

上下水道 今後の見通しは、パークウェイ上に計画している送水管、配水管についてはパークウェイと同時にやっていくと。それ以外の水道管がございまして、それ以外の水道管につきましても主要な送水管、配水管につきましても、毎年度、水道予算の方で計上いたしまして、古い石綿管、ないしは古い塩ビ管につきましても随時更新をいたしておりますので、並行してやっていくということでご理解願いたいと思います。

木澤委員 素人考えなんですけど、年々井戸から取水している水量が減ってきていると書いているんですけど、対策として新しい井戸を掘って水を取るという考え方だと書いているんですけど、地下水を汲み上げることによって下の水が無くなっていく、そういったところの地質調査というのですか、地質に対する影響という調査はどういうふうにされているのでしょうか。

上下水道 まず第1点、地下水による影響ですが、深度大体200メートルのところを取っておりますが、その井戸を掘ることによる周りの影響については調査をしております。どこの町村でも、例えば極端にものすごく取る場合、東京都の場合でしたら、工業用用水をあっちこっち

の工場で掘っていると、それも用水管につきましても300ミリ、400ミリと膨大な量を出してくる場合がございます。この場合でしたら相当影響が出る。東京あたりでしたら、もともと地盤が低いので、相当影響があるから少し分量を減らそうかということもされておるように聞いておりますが、本町の場合でしたら地下200メートルのところから、出る量もびっくりするような量ではないですので、時間あたり例えば20トンというレベルですので、そういう調査はしておらない訳です。

委員長 他にございませんか。

吉川委員 簡単にお願ひしたんですが、新御幸橋の右折レーンですね、もし17年度で、16年度で1,000万円の調査費をつけてあると、インターのところも含めてだと思ひのですが、付けてあるということを知っていますか、もし分かる範囲で教えていただきたい。

それと、昭和橋の右折レーンの工期はもう完全に実施されるのかどうか、竜田川の西側ですね、168号線の改良工事ですね、今にもやってくれるように聞いているが、全然見えてこないのですね、どうなっておるのか、お聞かせください。

都市建設部長 私の方から、まず御幸大橋の件についてお答えします。平成16年度で1,000万の調査費ということで高田土木事務所の方で調査を進められてきましたが、まず地域の現況測量、橋りょうの予備設計、橋りょう南側の道路の予備設計、それが16年度のメニューでございます、それらについては全て完了しているというふう聞いております。17年度の予算措置については、現在、県の方では一定の作業は終わっておるとは聞いておりますが、まだ発表等はされておりませんし、議会も終わっておりませんので、予算措置の状況については情報は入手しておりません。以上です。あとの2つについては各担当課長から報告させます。

建設課長 竜田大橋の国道168号線の右折レーンの進捗ということですが、県、郡山土木事務所におきまして関係する地権者等に対しまして、用地交渉をされていると。聞いておる内容については本年度中に用地買収をするということですが、ただしその中には、現在、それぞれの方がお住まいになっているということもございますし、建物もあるということがございますので、その建物等も含めた交渉を今現在されておりまして、それをまず整理しないと工事には掛かれないということがございますので、時間的には相当掛かるようにも思いますので、そういった状況にありますので、よろしくをお願いします。

都市整備課長 昭和橋の改良なんですけど、年度内工事にはなっていると思うのですが、当初はもう少し工期的には早い時期で終わっていたと思うのですが、地元調整等、国の方から工事の中止命令が出ていたと思うのです。そうしたことで、工期が遅れているという状況で、最終工期はいつだということは現在、把握しておりません。

委員長 他にございませんか。

木澤委員 別件でもう1点だけお願いします。

町営住宅なんですけど、よく室内の温度と室外の温度が違くと水滴が付くという状態が窓なんかではよくあるんですけど、目安北の町営住宅、玄関のドアにすごい水滴が付くらしいです。玄関の中がちょっと水が溜まるような状態ですので、原因を調べて改善を図っていただきたいと思います。

建設課長 特に冬場になりますと外気と室内温度ということがございまして、おっしゃっている現象、結露現象が出てくるという、今言われる住宅のドアに水が溜まるほどの結露が出るのかどうかということにつきましては、調査させていただいて、ご報告させていただきたいと思いま

す。

委員長

それでは、委員会の事案であります。3月議会には予算審査特別委員会が設置されますので、建設水道常任委員会からも2名の委員出席をお願いすることとなりますが、委員会で確認をしておきたいと思っております。

予算審査特別委員会の委員を希望される委員は挙手願います。

(挙手する者あり)

委員長

吉川委員、木澤委員で確認をしておきたいと思っております。

その他についてもこれをもって終了いたします。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時36分 閉会)

